平成２８年（フ）第２７９号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1289番地４
破産者　海老澤節子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道北見市常盤町３丁目８番２―201号、旧住所広島県東広島市志和町志和西715番地１
破産者　砂橋　典香（旧姓北村・濵本）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字田中135番地
破産者　舘岡　幹彦
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２０号
秋田県潟上市天王字上北野141番地６　ピンクッションＣ号
破産者　熊谷　　司
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７号
群馬県前橋市天川大島町３丁目49番地10　グリーンパーク石井Ⅲ　102号
破産者　益子　直記
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７３０号
横浜市南区永田台16番６　レジデンス永田台301号室、住民票上の住所横浜市南区永田台16番６―303号
破産者　平澤　良太
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目23番地の18　ファミーユ・ラスタ303号室
破産者　外海　義和
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
横浜市磯子区上中里町264番地３　サンパティーク　301号
破産者　生田　可苗
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目181番地１
破産者　西山　広美
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１号
横浜市港北区新横浜２丁目２番地13　ジェナルニューヨコハマ301
破産者　荒川　　澪（旧姓北澤）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２８号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地16街区３棟101号
破産者　佐々木隆吉
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
新潟県上越市国府２丁目５番16号
破産者　大澤　史朗
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第９９号
新潟県上越市国府１丁目６番７号
破産者　齊藤　孝史
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７０２号
兵庫県西宮市両度町３番１―2302号
破産者　梅林　美保
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１６号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1731番地４
破産者　小山　裕司
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１８号
香川県善通寺市与北町3224番地２
破産者　宮地　強士（旧姓川井）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４号
福岡県田川郡福智町神崎1655番地　町営若草団地55―１棟253号、前住所福岡県田川郡福智町赤池297番地
破産者　佐々木明菜（旧姓竹宗）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５号
福岡県田川郡福智町神崎1655番地　町営若草団地55―１棟253号、前住所福岡県田川郡福智町赤池297番地
破産者　佐々木　茜（旧姓竹宗）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部